

# 7月3日政府交渉 追加参考資料 A～C

## 追加参考資料A (経産省、原子力規制委員会共通)

事故を起こした福島第一原子力発電所は原子炉等規制法により、「特定原子力施設」に指定されている。指定の際に、指定事業者が措置を講ずべき事項の中に、

### 1 1. 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等

- 特定原子力施設から大気、海等の環境中へ放出される放射性物質の適切な抑制対策を実施することにより、敷地周辺の線量を達成できる限り低減すること。
- 特に施設内に保管されている発災以降発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量（施設全体からの放射性物質の追加的放出を含む実効線量の評価値）を、平成25年3月までに1mSv/年未満とすること。

が定められている。汚染水の放出にはそのうち、0.22mSv/年が割り当てられる。

通常原発からの放射性物質放出の「管理目標（0.05mSv/年）」は福島第一原発には適用されない。

この「1mSv/年未満」は事故時に生じた汚染等による被ばく以外に、発災以降発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における追加の実効線量に対する規制であって、これは公衆の被ばく線量限度を担保するものではなく、ALPS 処理水の海洋放出は、住民の新たな被ばく（追加被ばく）を前提とするもの。

## 福島第一原発からの気体・液体放射性廃棄物の放出に関して

「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示」（平成25年、最終改正：平成29年）（原子力規制委員会告示）

第八条 規則第十六条第四号及び第七号の原子力規制委員会の定める濃度限度は、三月間についての平均濃度が次のとおりとする。

- 一 放射性物質の種類（線量告示※別表第一に掲げるものをいう。次号及び第三号において同じ。）が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、線量告示別表第一の第一欄に掲げる放射性物質の種類に応じて、空気中の濃度については第五欄、水中の濃度については第六欄に掲げる濃度
- 二～六（略）

※「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」（平成27年、最終改正：平成30年）（原子力規制委員会告示） 別表第一（第六条、第八条及び第十条関係）（関係箇所抜粋）

第一欄		第二～四欄(略)	第五欄	第六欄
放射性物質の種類		(略)	周辺監視区域外の 空気中の濃度限度 (Bq/cm <sup>3</sup> )	周辺監視区域外の 水中の濃度限度 (Bq/cm <sup>3</sup> )
核種	化学形等	(略)		
<sup>3</sup> H	水	(略)	5×10 <sup>-3</sup>	6×10 <sup>1</sup>
<sup>90</sup> Sr	チタン酸ストロンチウム以外の化合物	(略)	5×10 <sup>-6</sup>	3×10 <sup>-2</sup>
<sup>129</sup> I	よう化メチル以外の化合物	(略)	3×10 <sup>-6</sup>	9×10 <sup>-3</sup>
<sup>137</sup> Cs	すべての化合物	(略)	3×10 <sup>-5</sup>	9×10 <sup>-2</sup>

## 追加参考資料B (外務省) 「国連特別報告者からの情報提供要請に対する回答 (2020年6月12日) (抜粋)

問5 日本政府は、「1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書」（通称：ロンドン議定書）の遵守義務に従いながら、どのように放射性廃棄物の海洋放出を提案しているのか。

回答

ロンドン議定書は、陸上で発生した廃棄物等の船舶等からの海洋投棄を原則として禁止しているものであり、陸上施設からの廃棄物等の海洋への放出は同議定書の対象とはならない。

ALPS 処理水の処分方法については、2020 年 2 月 10 日付で発表された ALPS 小委員会報告書の内容を踏まえ、政府部内において検討を行っているところであり、政府として何ら方針の決定をしていないが、国際法の観点からも問題がないよう、しっかりと対応していく。

## 追加参考資料 C (原子力委員会)

### 資料 1 : 1993 年の第 16 回ロンドン条約／議定書締約国協議会議で「高レベル」の禁止から「低レベルを含む」禁止に (液体放射性廃棄物も対象)

- 1993 年 4 月 2 日 ロシア、Yablokov 委員会の調査結果を取りまとめた白書を公表
- 1993 年 10 月 16 日 ロシア、液体放射性廃棄物 900m<sup>3</sup> (1.08Ci、平均濃度 1.28 μCi/l) を投棄。
- 1993 年 11 月 2 日 原子力委員会、「我が国としては、今後、低レベル放射性廃棄物の処分の方針として、海洋投棄は選択肢としないものとする。」と決定。
- 1993 年 11 月 8～12 日 ロンドン条約／議定書締約国協議会議で付属書の改正  
「高レベル放射性廃棄物およびその他の放射性物質」→ 低レベルを含め免除レベル<sup>(注)</sup>以上の「放射性廃棄物およびその他の放射性物質」。  
以降、海洋投棄はモラトリアムとなっている。

(注) 後に、「免除レベル以上」は削除された。

### 資料 2 : 低レベル放射性廃棄物処分の今後の考え方について (第 16 回ロンドン条約締約国協議会議に向けて) 1993 年 11 月 2 日原子力委員会決定 出典 : 原子力委員会月報 1993 年 11 月号 (第 38 巻第 11 号)

我が国は、これまで低レベル放射性廃棄物の処分の方法としては、地中埋設及び海洋投棄を基本的な方針としてきた。今般、ロンドン条約締約国協議会議において低レベル放射性廃棄物の海洋投棄に関する議論が行われるに当たり、原子力委員会として、科学的技術的観点のみならず、政治的、社会的な見地をも加えた広範な観点から低レベル放射性廃棄物の海洋投棄の取扱いを検討した。

低レベル放射性廃棄物の海洋投棄は、国際原子力機関の基準等に則って行えば、公衆の健康に特段の影響を与えるものではないと考える。しかし、海洋投棄については、国際協調の観点から、関係国の懸念を無視して強行はしないとの考えの下に、その実施については慎重に対処することとしており、現実には行われていない。また、地球環境問題への国際的な関心を背景とした関係諸国の懸念の高まりに加え、旧ソ連及びロシアにより国際的合意に反して行われた一連の海洋投棄による内外への影響等を考慮すれば、我が国の低レベル放射性廃棄物の海洋投棄の実施は、政治的、社会的見地から今や極めて困難と言わざるを得ない。

一方、地中埋設については、民間事業者による廃棄物埋設事業が開始されるなど総じて順調な進展をみていることから、低レベル放射性廃棄物については、今後、地中埋設を進めるものとし、そのための諸施策の充実を図ることが重要であると考えます。

以上の現状認識を踏まえ、我が国としては、★今後、低レベル放射性廃棄物の処分の方針として、海洋投棄は選択肢としないものとする。

なお、原子力委員会としては、将来、政治的、社会的な情勢等が大きく変化した場合には、上記政策の再検討も考慮する。

注) 議事録記載のとおり、原案では★印のところに「国際協調の観点から、」の字句があったが、審議の結果、削った上で決定した。